保険業法施行規則第八十条及び第百五十八条の規定に基づき金融庁長官が定める基準を定める件 (平成十二年、金融監督庁)

改 正 後
条第一項第十一号に規定する第三分野保険 ――第三分野保険 ―保険業法施行規則 (以下「規則」という。)第六
二 (略)
基準とは、第四条及び別表で定める基準のほか、保険業法(平成七年第二条(規則第八十条及び第百五十八条に規定する金融庁長官が定める(金融庁長官が定める基準)
「忍忌養」(いう。)(よう。により指定された法人が作成し、金融庁長官が認定した基準(以下法律第百五号。以下「法」という。)第百二十二条の二第一項の規定
(第三分野保険の責任準備金の健全性の確認)「認定基準」という。)とする。
基準による確認を行うものとする。

基準による確認での取扱い) (負債十分性テストにより追加責任準備金が必要となった場合の認定

する。
「する。」
準契約区分以外の責任準備金の積立て財源として充てられないものとの額に対応した資産の額から責任準備金の額を控除した額が、追加責2」前項の確認においては、当該追加責準契約区分に対する責任準備金

収支分析での取扱い)
(負債十分性テストにより追加責任準備金が必要となった場合の一号

- の責任準備金対応資産の額から責任準備金の額を控除した額一、一号収支分析の責任準備金の不足を判断する期間における各年度でしている。
- の額を控除した額度に対応する年度における責任準備金対応資産の額から責任準備金二、当該追加責準契約区分に対する負債十分性テストの、前号の各年

別表

定義

るによる。 この表において、 次に掲げる用語の意義は、 それぞれに定めると 11

- .~7.(略)
- の期間で除して得た率に表面利率を加えたものを発行価格で除した ものをいう。 〔10 年)の償還金額から発行価格を減じたものを発行から償還まで 十年国債利回り 基準日の属する月に発行された利付国庫債券
- のいずれか大きい方をいう。 平成 8 年大蔵省告示第 48 号第 4 項に定める予定利率を減じた率と零 利差率 十年国債利回りから基準年度の翌事業年度期首における
- . (器)
- 負債十分性テストの実施要領

必要な補正を行うものとする。 るものを規定どおり用いることが適切でないことが明らかな場合は、 法を用いて実施するものとする。実績値を用いることが規定されてい 負債十分性テストは、次に掲げる基準に基づき適切な保険数理の方

- 1.~5.(路)
- ものとする。 金利は、少なくとも以下の金利シナリオを含まなければならない
- 以降は一定で推移させたもの こわたり、毎年度期首に、利差率を 5 で除した割合ずつ低下し、 十年国債利回りを基準年度の金利とし、 翌事業年度から 5 年間
- 率を 2 で除した割合低下し、以降は一定で推移させたもの 十年国債利回りを基準年度の金利とし、 翌事業年度期首に利差
- ~ 1 . (器

I. 定義

この表において、 次に掲げる用語の意義は、 それぞれに定めるとこ

ろによる。

..~7.(略)

(新設)

(新設)

負債十分性テストの実施要領

るものを規定どおり用いることが適切でないことが明らかな場合は 法を用いて実施するものとする。実績値を用いることが規定されてい 必要な補正を行うものとする。 負債十分性テストは、次に掲げる基準に基づき適切な保険数理の方

- .~5.(路)
- 利とする。 金利は、 認定基準により行う 1 号収支分析を行う際に適用する金

(器)